

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		書
	性質による分類	共通仕様書		書
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両)		大滝根山LPS-V23001-1	
			承認	令和4年3月1日
			作成	令和4年3月1日
			改正	令和 年 月 日
			作成部隊等名	令和 年 月 日
1 総則		第27警戒隊		

1.1 適用範囲

- a) 本仕様書は、航空自衛隊中部航空警戒管制団第27警戒隊が行う道路運送車両法の適用を受ける市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次のとおりとする。

- a) 個別TO等 技術指令書および製造会社取扱説明書をいう。
- b) 車両等 航空自衛隊車両整備基準（J. T. O. 00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び、予備品をいう。
- c) 修理不能 次の各号の場合をいう。
- (1) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
 - (2) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上の場合
 - (3) 特に官側が指定した場合

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

b) 法令等

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
 自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）
 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令
 （昭和33年総理府令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

c) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）
 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
 航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）
 航空装備品等の包装（J. T. O. 00-85-3）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すものうちから個別仕様書で指定する。

2.2.1 定期点検

定期点検は、道路運送車両法第48条に基づき定期点検（3カ月、6カ月、12カ月、24カ月）を次の工程に従い実施するものとする。定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準（以下、「保安基準」という。）に適合しない状態（おそれがある場合も含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得たのち(2)、(3)の作業を実施するものとする。

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

- (1) 定期点検
- (2) 分解検査
- (3) 修理等

2.2.2 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期点検

- a) 定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い車両等の規程の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿に記録するものとする。
- b) 定期点検に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の付属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。

2.3.2 分解検査

分解検査は、定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するために必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、「部品等」という。）を判定する。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2.3.3 修理等

修理等はこの仕様書の2.3.2項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

- a) 交換はこの仕様書の2.3.2項で交換を要すると判定された部品等を2.4項により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。

- (1) 官給品の場合：官給材料等明細書（別紙様式第3）
- (2) 会社準備品の場合：修理要領明細書（別紙様式第2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類

- b) 加工は、修理のため、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

- c) 組立・調整は、この仕様書の2.3.2項で使用可能品と判定されたもの、又は2.3.3項の（1）及び（2）により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるために適正な手順、方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。

- d) 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ、適正量を給油する。

2.3.4 塗装等

- a) 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、J. T. O. 36-1-3に基づき実施するものとする。実施にあたっては極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官の指示を得て実施する。
- b) 塗色は、J. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.3.5 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、この仕様書の1.2項c)(2)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定されたものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品・材料は原則として製造会社の純正部品及び空幕調達第275号（40.1 1.8）に示す優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位が他の組部品の修理等に流用可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は、道路運送車両法の保安基準、自動車点検基準及び個別仕様書に引用されている技術指令書に適合していなければならない。なお、個別仕様書に他の規程がある場合は、個別仕様書による。

2.6 かし担保期限

2.6.1 対象品

a) 整備契約装備品等

- b) 前（1）の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目

(1) 修復性品目

- (2) 非修復性品目のうち概ね単価10万円以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度大なるものについては官側が選定した品目

(3) 特に官側から指示された品目

- 2.6.2 かし担保期限は、整備完成品の納入予定の翌月から起算し、契約条項に定めるかし担保機関の満了の月とする。

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

3 品質保証

3.1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の2.3項及び2.5項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの資料を契約が完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 出荷条件

4.1 製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のための包装を必要とするものは部品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

4.2 包装の表示

整備完成の部品及び返納品で包装を行うものについては包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することができる。

- a) 航空自衛隊標識マーク
- b) 品名及び型式
- c) 物品番号
- d) 製造番号
- e) 調達要求番号
- f) 契約番号
- g) 数量
- h) 納入業者
- i) 納入年月日

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両等員数表（別紙様式第1）
- b) 修理要領明細書（別紙様式第2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
- c) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第4）
- d) 官給材料等使用明細書（別紙様式第3）
- e) 定期点検整備記録簿
- f) その他契約担当官の指示するもの

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

5.2 官給品

官給品の品目、時期及び場所については、個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

5.3 付属品・予備品

付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

5.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

5.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

5.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き等
- c) 交換した旧部品の返納処置

5.7 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を行わなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

5.8 仕様書の疑義

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

別紙様式第 1

車 両 等 員 数 表				
車 種		受入年月日		
車 番		保有部隊		
会社名				
物 品 名	定 数	現 状	状 態	
搬入時累計走行キロ（時間）				
受入会社確認社 印	監督官印			

修理不能品発生（見込）報告書
別紙様式第4

航空自衛隊
中部航空警戒管制団
契約担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

調達要求番号			
契 約 番 号			
調達要求番号			
品 名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日
階 級
氏 氏 名

車 両 作 業 用 紙（一般車両）				整備作業チェック記号				
車 種	検査の種類	I	M	+	✓	良好	S	手入れ
自動車番号	所属部隊				×	要調整	T	締付
開始日付	完了日付				×	要取換	C	清掃
					×	要修理	L	給油
点 検 項 目		点 検 項 目		点 検 項 目		分解したら記号を○で囲む		
記 備考		記 備考		記 備考		記 備考		
I. かじ取り装置								
1. ハンドルの操作具合								
2. ステアリング・ギア・ボックスのオイル漏れ								
3. ステアリング・ギア・ボックスの取付けの緩み								
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷								
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷								
6. ステアリング・ナックル連結部のがた								
7. ホイール・アライメント								
8. パワー・ステアリング・ペルトの緩みと損傷								
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量								
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み								
II. 制動装置								
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間								
2. ブレーキのきき具合								
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ								
4. パーキング・ブレーキのきき具合								
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付け状態								
6. リザーバ・タンクの液量								
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷								
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷								
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷								
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク								
前 輪	前 後	前 後	前 後	左 右	前 後	左 右	前 後	前 後
11. ブレーキ・チャンバの機能								
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リリース・バルブの機能								
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり								
14. ブレーキ倍力装置の機能								
15. ブレーキ・ガムの摩耗								
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間								
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗								
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								
19. パック・プレートの状態								
20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間								
21. ブレーキ・パッドの摩耗								
前 輪	前 後	前 後	前 後	左 右	前 後	左 右	前 後	前 後
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷								
23. センター・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み								
24. センター・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間								
25. センター・ブレーキのライニングの摩耗								
26. センター・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能								
Ⅲ. 走行装置								
1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間								
(1) クラッチ・ペダルの遊び								
(2) リリース・フォーク先端の遊び								
(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間								
2. クラッチの作用								
3. クラッチ彼の量								
4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ								
5. トランスミッション、トランスファのオイル量								
6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み								
7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷								
8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた								
(1) スプライン部の摩耗によるがた								
(2) 自在継手部の摩耗によるがた								
9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた								
10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量								

品名又は件名

現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）

別紙様式第 5－2

Ⅵ. 電気装置					5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷	
1. スパーク・プラグの状態					6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷	
2. 点火時期					7. 二次空気供給装置の機能	
3. デイステリビュータのキャップの状態					8. 排出ガス再循環装置の機能	
4. バッテリ ターミナル部の緩みと腐食					9. 増速時排出ガス減少装置の機能	
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷					10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取り付け状態	
Ⅶ. 原動機					Ⅸ. 付属装置等	
1. 低速と加速の状態					1. ホーンの作用	
2. 排気の状態					2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	
CO		H C		黒煙	3. デフロスタの作用	
3. エア・クリーナ・エレメントの状態					4. 施肥装置の作用	
4. エア・クリーナの油の汚れと量					5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷	
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締め付け状態					6. マフラーの機能	
6. エンジン・オイルの漏れ					7. エア・タンクの凝水	
7. 燃料漏れ					8. エア・コンプレッサの機能	
8. フラン・ベルトの緩みと損傷					9. プレシジャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能	
9. 冷却水漏れ					10. 非常口の扉の機能	
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					11. 車枠、車体の緩みと損傷	
1. メタリーング・バルブの状態					12. 連結装置のカブラの機能と損傷	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷					13. 連結装置のビントル・フックの摩耗、亀裂、損傷	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷					14. シート・ベルトの状態	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					15. 閉扉発車防止装置の機能	
					16. シャシ各部の給油脂状態	

付記又は特記事項

整備員印	検査員印	整備幹部印	整備部隊等の長印
------	------	-------	----------

品名又は件名

現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）

別紙様式第 6 - 2

VI. 電気装置				11. 車体、車体の緩みと損傷		
1. スパーク・プラグの状態				12. 連結装置のカブラの機能と損傷		
2. 点火時期				13. 連結装置のピントル・ブラックの摩耗、亀裂、損傷		
3. デイストリビュータのキャップの状態				14. シート・ベルトの状態		
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食				15. 開扉発止装置の機能		
5. 電気配線の被覆絶縁の緩みと損傷				16. シャン各格の給油脂状態		
VII. 原動機				X. 施設、荷役、その他の車両		
1. 低速と加速の状態				1. キャリッジ		
2. 排気の状態				2. 操作レバー - リフト、チルト		
CO		HC	黒煙	3. チェン - リフト、ドライブ		
3. エア・クリーナ・エレメントの状態				4. ケーブル - ワインチ、ホイスト		
4. エア・クリーナの油の汚れと量				5. シリンダ - リフト、チルト		
5. シリンダヘッド、マニホールド各部の締め付け状態				6. 油圧ポンプ		
6. エンジン・オイルの漏れ				7. 一級補えい - 油、水、チルト		
7. 燃料漏れ				8. 旋回機構		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷				9. マスト本体、ブーム		
9. 冷却水漏れ				10. 安全クラッチ、減速機構		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				11. ドラム		
1. メタリーング・バルブの状態				12. 昇降機構		
2. プロパバイ・ガス還元装置の配管の損傷				13. コンピュータ、ブラシ		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷				14. コントロローラ		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				15. パワー・テーク・オフ		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷				16. 乗降器		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷				17. クレーン・アタッチメント		
7. 二次空気供給装置の機能				18. キャタピラ		
8. 排出ガス再循環装置の機能				19. 排土板、スクレーパ		
9. 減速時排出ガス減少装置の機能				20. ファイブス・ホイール		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付け場所				21. 補助脚		
IX. 付属装置等				22. キング・ピン・摩耗、損傷、カブラ結合箇所		
1. ホーンの作用				XI. 各座機収容器材		
2. フライバー及びワイナード・ウォシヤの作用				1. 換向装置		
3. デフロスタの作用				2. 換向アライメント		
4. 旋回装置の作用				3. クレーン・エンジン		
5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷				4. クレーン電気系統		
6. マフラーの機能				5. 補助脚		
7. エア・タンクの凝水				6. 通風装置		
8. エア・コンプレッサの機能						
9. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能						
10. 非常口の扉の機能						
付記又は特記事項						

整備員印	検査員印	整備幹部印	整備部隊等の長印
------	------	-------	----------

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	共 通 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	現地外注整備共通仕様書 (<u>道路運送車両法適用除外市販型車両</u>)	大滝根山LP S-V23002-1		
		承認	令和 4 年 3 月 1 日	
		作成	令和 4 年 3 月 1 日	
		改正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作成部	第 2 7 警戒隊	
		隊等名		

1 総則

1.1 適用範囲

- a) 本仕様書は、航空自衛隊中部航空警戒管制団第27警戒隊が行う道路運送車両法適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。
- 1.2 用語及び定義
- この仕様書で用いる用語及び定義は、C&LP S-Y00007の1.2によるほか、次のとおりとする。
- a) 個別T O等 技術指令書および製造会社取扱説明書をいう。
- b) 車両等 航空自衛隊車両整備基準（J．T．O．00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び、予備品をいう。
- c) 修理不能 次の各号の場合をいう。
- (1) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
- (2) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上の場合
- (3) 特に官側が指定した場合

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- C&LP S-Y00007 調達品等一般共通仕様書
- DSP Z 9001 品質保証共通仕様書
- DSP Z 9002 品質管理共通仕様書
- DSP Z 9003 検査制度共通仕様書
- DSP Z 9004 技術変更提案の様式

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

DSP Z 9005 品質保証共通仕様書
 DSP Z 9006 品質管理共通仕様書

b) 法令等

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
 優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）
 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令

（昭和33年総理府令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

c) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）

車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）

車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）

航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）

航空装備品等の包装（J. T. O. 00-85-3）

車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）

d) 規格

JIS Z 9903 品質システム-最終検査・試験における品質保証モデル

JIS Z 9901 品質システム-設計、開発、製造、据付及び付帯サービスにおける品質システム

JIS Z 9902 品質システム-製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すものうちから個別仕様書で指定する。

2.2.1 定期検査

定期検査は、J. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査を次の工程に従い実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、「保安基準」という。）に適合しない状態（おそれがある場合も含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得たのち(2)、(3)の作業を実施するものとする。

(1) 定期検査

(2) 分解検査

(3) 修理等

2.2.2 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期検査

a) 定期検査は、J. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査について、J. T. O. 36-1-6及び別紙第1の手順に従い個別仕様書に引用する技術

指令書に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を別紙様式第5、6に規定されている作業用紙に記録するものとする。

b) 定期検査に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の付属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。

c) I及びM検査における検査項目は別紙第1のとおり。

2.3.2 分解検査

分解検査は、定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するために必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、「部品等」という。）を判定する。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2.3.3 修理等

修理等は、この仕様書の2.3.2項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

a) 交換はこの仕様書の2.3.2項で交換を要すると判定された部品等を2.4項により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。

- (1) 官給品の場合：官給材料等明細書（別紙様式第3）
- (2) 会社準備品の場合：修理要領明細書（別紙様式第2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
- b) 加工は、修理のため、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整は、この仕様書の2.3.2項で使用可能品と判定されたもの、又は2.3.3項の（1）及び（2）により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるために適正な手順、方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ、適正量を給油する。

2.3.4 塗装等

- a) 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、J. T. O. 36-1-3に基づき実施するものとする。実施にあたっては極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官の指示を得て実施する。なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1回、上塗り2回以上とする。
- b) 塗色は、J. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.3.5 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、この仕様書の1.2項c)(2)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定されたものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品・材料は原則として製造会社の純正部品及び空幕調達第275号（40. 1 1. 8）に示す優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準、自動車点検基準及び技術指令書に適合していなければならない。なお、個別仕様書に他の規程がある場合は、個別仕様書による。

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

2.6 かし担保期限

2.6.1 対象品

a) 整備契約装備品等

b) 前 (1) の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目

(1) 修復性品目

(2) 非修復性品目のうち概ね単価 10 万円以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度大なるものについては官側が選定した品目

(3) 特に官側から指示された品目

2.6.2 かし担保期限は、整備完成品の納入予定の翌月から起算し、契約条項に定めるかし担保機関の満了の月とする。

3 品質保証

3.1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の 2.3 項及び 2.5 項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の 1 月 1 日から 5 年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 出荷条件

4.1 製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で輸送又は保管のための包装を必要とするものは部品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

4.2 包装の表示

整備完成の部品及び返納品で包装を行うものについては包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することができる。

a) 航空自衛隊標識マーク

b) 品名及び型式

c) 物品番号

d) 製造番号

e) 調達要求番号

f) 契約番号

g) 数量

h) 納入業者

i) 納入年月日

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両等員数表（別紙様式第1）
- b) 修理要領明細書（別紙様式第2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
- c) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第4）
- d) 官給材料等使用明細書（別紙様式第3）
- e) 定期点検整備記録簿
- f) その他契約担当官の指示するもの

5.2 官給品

官給品の品目、時期及び場所については、個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

5.3 付属品・予備品

付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

5.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

5.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

5.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き等
- c) 交換した旧部品の返納処置

5.7 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を行わなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

5.8 仕様書の疑義

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

定期検査実施要領（一般車両）

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領				備考
	I	M			目視・手	聴音	作動・感覚	手工具	
かじ取り装置		☐	ハンドル	操作具台	☐		☐		
		☐		油漏れ	☐				
		☐		取付けの緩み	☐			☐	
	☐	☐	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷	☐		☐		
		☐		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷	☐				
	☐	☐		運転部のがた			☐		
		☐	かじ取り車輪	ホイール・アライメント				☐	
	☐	☐	パワーステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	☐		☐	☐	
	☐	☐		油漏れ及び油量	☐				
		☐		取付けの緩み				☐	
制動装置	☐	☐	ブレーキペダル及びブレーキレバー	遊び			☐		☐
		☐		ブレーキのきき具合			☐		☐
	☐	☐	駐車ブレーキ機構	操作力			☐		
		☐		ブレーキのきき具合			☐		☐
	☐	☐	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付け態	☐			☐	☐
		☐		液漏れ及び液量	☐				
		☐	アスタ・シリンダ、ホイル・シリンダ、及びディスク・ブレーキ	液漏れ	☐				
		☐		機能、磨耗及び損傷	☐		☐		
	☐	☐		ニットのストローク			☐	☐	
		☐	ブレーキ・シヤンペ	機能	☐				
		☐		機能					
		☐	ブレーキ・バルブ、パイプ・レリーズ・バルブ及びリレー・バルブ	機能			☐	☐	☐
		☐		機能			☐		
		☐	制動装置	機能			☐	☐	
		☐	ブレーキ・カム	ニアー・クリークの詰まり	☐				
		☐		磨耗	☐				
	☐	☐	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シム	ドラムとライニングとのすき間	☐				☐
		☐		シムへの磨耗部分及びライニングの磨耗	☐			☐	
		☐		ドラムの磨耗及び損傷	☐				
		☐	バック・プレート	バック・プレートの状態	☐			☐	

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

別紙第1-2

区分	種類	点検箇所	点検項目	点検要領				備考
				目視・手	聴音	動作・感管	手工具	
制動装置	○	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドのすき間	○		○		
	○		パッドの磨耗	○				
	○		ディスクの磨耗及び損傷	○				
	○	センタ・ブレイキ・ドラム及びライニング	ドラムの取付けの緩み				○	
	○		ドラムとライニングのすき間	○				
	○		ライニングの磨耗	○				
	○		ドラムの磨耗及び損傷	○				
走行装置	○	二重安全ブレーキ機構	機能			○		
	○		タイヤの状態	○				
	○	ホイール	ホール・サット及びホイール・ボルトの緩み				○	
	○		ホール・サット及びホイール・ボルトの損傷	○				大型車
	○		リム、サノド、リング及びホイール・ディスクの損傷	○				
	○		アキシト・ホイール・ベアリングのガタ		○	○		
	○		リヤ・ホイール・ベアリングのガタ		○	○		
	○		スプリングの損傷	○				
	○	リア・サスペンション	取付部及び連結部の緩み、ガタ及び損傷	○		○	○	
	○		スプリングの損傷	○				
	○		取付部及び連結部の緩み、ガタ及び損傷	○		○	○	
	○		緩み、ガタ及び損傷	○		○	○	
緩衝装置	○	ニア・サスペンション	エア漏れ	○				○
	○		ベローズの損傷	○				
	○		取付部及び連結部の緩み及び損傷	○			○	
	○	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	○			○	
	○		ベダルの遊び、切れたときの戻括とのすき間及びリリーズアースの遊び					○
	○		作用		○		○	
	○		液量	○				
動力伝達装置	○	トランスミッション及びドライブシャフト	油漏れ及び油量	○		○		
	○		運転部の緩み				○	
	○	クラッチ						
	○							

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

別紙第1ー3

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領				備考
	I	M			目視・手	聴音	作動・感覚	手工具	
動力伝達装置		○	プロペラ・シャフト及びドシャフト	目視絶手部のダストブーツの亀裂及び損傷	○			○	
		○		絶手部のガタ			○		
		○		センタ－・ベアリングのガタ			○		
	○	○	デアレンジャー	注油れ及び油量	○		○		
電気装置	○	○		点火プラグの状態	○			○	
	○	○	点火装置	点火時期					○
		○		ディストリビュータのセキヤップの状態	○				
	○	○	バッテリ	ターミナル部の接続状態	○		○		
原動機	○	○	電気配線	接続部の緩み及び損傷	○		○		
	○	○		伝達及び加減速の状態			○		
	○	○		排気の状態	○			○	
	○	○	本体	エア・クリーナ－・エレメントの状態	○				
		○		シリンド－・ヘッド及びマニホールドを漏れの検付状態				○	
	○	○	潤滑装置	油漏れ	○				
	○	○	燃料装置	燃料漏れ	○				
	○	○	冷却装置	ファンベルトの緩み及び損傷	○		○		
		○		水漏れ	○		○		
		○	プロペラ・ガス還元装置	メーターリング・バルブの状態			○		
		○		配管の損傷	○				
		○	燃料蒸気ガス排出抑止装置	配管等の損傷	○				
はい、器具のあるガス、車等なガス等の発散防止装置		○		モニタ－・バルブの機能			○		
		○	燃料蒸気ガス排出抑止装置	モニタ－・バルブの機能及び損傷	○		○		
		○		燃料蒸気ガス排出抑止装置の取付けの緩み及び損傷	○			○	
		○		燃料蒸気ガス排出抑止装置の機能	○				
		○	一酸化炭素検知器防止装置	燃料蒸気ガス排出抑止装置の機能	○		○		
		○		燃料蒸気ガス排出抑止装置の機能	○				
		○		燃料蒸気ガス排出抑止装置の機能			○		
		○		燃料蒸気ガス排出抑止装置の機能	○				

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

別紙第 1－4

区 分	種 類		点検箇所	点検項目	点検要領				備考
	I	M			目視・手	聴音	作動・感覚	手工具	
附属装置等		○	警告器、燃ふき器、洗浄液、噴射装置、エアホスタ及び旋装置	作用	○	○	○	○	
	○	○	ニキゾースト・パノプ及び	取付の緩み及び損傷			○	○	
		○	びヤ	マブラの機能		○			
	○	○	アラ	火花防止装置の状態			○		
	○	○		ニア・タンクの漏れ水			○		
		○	ニア・コンプレッサ	コンプレッサ、アレンシヤ・レンジレータ及びアローダ・バルブの機能				○	
	○	○		排出口の漏れ機能			○		
	○	○	車体及び車枠	緩み及び損傷	○				
	○	○	フレーム	緩み及び損傷	○			○	
		○		カブラの機能及び損傷	○		○	○	
		○	連結装置	キング・ピンの亀裂及び損傷	○				
		○		ピントル・フック及びピルボット・アノの損傷	○			○	
		○	車座	座席ベルトの状態	○				
		○	制動装置防止装置	機能			○		
	○	○	その他	シヤシ各部の総體状態	○		○		

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

別紙第 1－5

定期検査実施要領（特殊装置）

区分	種類		点検箇所	点検項目	点検要領				備考
	I	M			目視・手	聴音	作動・感覚	手工具	測定
トラックダンア特殊装置	☐	☐	操作レバー		☐		☐		
	☐	☐	操作レバーノックダウン ト		☐		☐		
	☐	☐	操作レバーノックピン		☐		☐		
	☐	☐	シリンダー		☐		☐		
	☐	☐	油圧ポンプ		☐		☐		
	☐	☐	一乾油さい		☐		☐		
	☐	☐	昇降機構		☐		☐		
	☐	☐	下降止めロッド		☐		☐		
	☐	☐	パワー・ライク・ホブ		☐		☐		
	☐	☐	動力伝達装置		☐		☐		
	☐	☐	荷台		☐		☐		ゲート含む
	☐	☐	昇降試験		☐		☐		

品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
--------	-----------------------------

別紙様式第2

車 両 等 員 数 表				
車 種		受入年月日		
車 番		保有部隊		
会社名				
物 品 名	定 数	現 状	状 態	
搬入時累計走行キロ（時間）				
受入会社確認社 印	監督官印			

品名又は件名

現地外注整備共通仕樣書 (道路運送車両法適用市販型車両)

別紙様式第3-2

[illegible]

航空自衛隊
中部航空警戒管制団
契約担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

調達要求番号			
契 約 番 号			
調達要求番号			
品 名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日
階 級
氏 名

車 両 作 業 用 紙 （ 一 般 車 両 ）										整備作業チェック記号	
車 種	検査の種類	I	M	+	✓	良好	S	手入れ			
自動車番号	所属都府県				×	要調整	T	補付			
開始日付	完了日付				×	要取換	C	清掃			
					×	要修理	L	給油			
点 検 項 目					点 検 項 目		分解したら記号を○で囲む				
記 備考					記 備考						
I. かじ取り装置											
1. ハンドルの操作具合											
2. ステアリング・ギア・ボックスのオイル漏れ											
3. ステアリング・ギア・ボックスの取付けの緩み											
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷											
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷											
6. ステアリング・ナックル連結部のがた											
7. ホイール・アライメント											
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷											
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量											
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み											
II. 制動装置											
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間											
2. ブレーキのきき具合											
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ											
4. パーキング・ブレーキのきき具合											
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付け状態											
6. リザーバ・タンクの液量											
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷											
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷											
9. ブレーキ・ディスタ・キャリパの機能、摩耗、損傷											
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク											
III. 走行装置											
11. ブレーキ・チャンバの機能											
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リリース・バルブの機能											
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり											
14. ブレーキ倍力装置の機能											
15. ブレーキ・カムの摩耗											
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間											
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗											
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷											
19. バック・ブレートの状態											
20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間											
21. ブレーキ・パッドの摩耗											
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷											
23. センター・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み											
24. センター・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間											
25. センター・ブレーキのライニングの摩耗											
26. センター・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷											
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能											
IV. 駆動装置											
1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間											
2. クラッチの作用											
3. クラッチ液の量											
4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ											
5. トランスミッション、トランスファのオイル量											
6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み											
7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷											
8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた											
(1) スプライン部の摩耗によるがた											
(2) 自在継手部の摩耗によるがた											
9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた											
10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量											

品名又は件名

現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）

別紙様式第 6 - 2

VI. 電気装置					5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷	
1. スパーク・プラグの状態					6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷	
2. 点火時期					7. 二次空気供給装置の機能	
3. デイストリビュータのキャップの状態					8. 排出ガス再循環装置の機能	
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食					9. 減速時排出ガス減少装置の機能	
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷					10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付け状態	
VII. 原動機					IX. 付属装置等	
1. 低速と加速の状態					1. ホーンの作用	
2. 排気の状態					2. フライバー及びウィンド・ウォッシュヤの作用	
	CO		H C	黒煙	3. デフロスタの作用	
3. エア・クリーナ・エレメントの状態					4. 施肥装置の作用	
4. エア・クリーナの油の汚れと量					5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷	
5. シリンダヘッド、マニホールド各部の締め付け状態					6. マフラーの機能	
6. エンジン・オイルの漏れ					7. エア・タンクの凝水	
7. 燃料漏れ					8. エア・コンプレッサの機能	
8. フアン・ベルトの緩みと損傷					9. プレッシャレギュレータ、アンローダ・バルブの機能	
9. 冷却水漏れ					10. 非常口の扉の機能	
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					11. 車枠、車体の緩みと損傷	
1. メターリング・バルブの状態					12. 連結装置のカブラの機能と損傷	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷					13. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷					14. シート・ベルトの状態	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					15. 側扉発車防止装置の機能	
					16. シヤシ各部の給油脂状態	

付記又は特記事項

整備員印	検査員印	整備員印	整備部長等の長印
------	------	------	----------

品名又は件名

現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）

別紙様式第 7-2

VI. 電気装置				11. 車枠、車体の緩みと損傷		
1. スパーク・プラグの状態				12. 連結装置のカブラの機能と損傷		
2. 点火時期				13. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷		
3. デイストリビュータのキャップの状態				14. シート・ベルトの状態		
4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食				15. 閉扉発車防止装置の機能		
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷				16. シヤシ各軸の給油脂状態		
VII. 原動機				X. 施設、荷役、その他の車両		
1. 低速と加速の状態				1. キャリッジ		
2. 排気の状態				2. 操作レバー - リフト、チルト		
	CO	HC	黒煙	3. チェン - リフト、ドライブ		
3. エア・クリナー・エレメントの状態				4. ケーブル - ウインチ、ホイスト		
4. エア・クリナーの油の汚れと量				5. シリンダ - リフト、チルト		
5. シリンダヘッド、マニホールド各部の締め付け状態				6. 油圧ポンプ		
6. エンジン・オイルの漏れ				7. 一般漏えい - 油、水、チルト		
7. 燃料漏れ				8. 旋回機構		
8. フアン・ベルトの緩みと損傷				9. マスト本体、ブーム		
9. 冷却水漏れ				10. 安全クラッチ、減速機構		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				11. ドラム		
1. メタリーング・バルブの状態				12. 昇降機構		
2. プロバイ・ガス還元装置の配管の損傷				13. コンミューター、ブラシ		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				14. コントローラ		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				15. パワー・テーク・オフ		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				16. 乗降器		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷				17. クレーン・アタッチメント		
7. 二次空気供給装置の機能				18. キャタピラ		
8. 排出ガス再循環装置の機能				19. 排土板、スクレーパ		
9. 減速時排出ガス減少装置の機能				20. ファイラス・ホイール		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付け状態				21. 補助脚		
IX. 付属装置等				22. キング・ピン - 摩耗、損傷、カブラ結合箇所		
1. ホーン的作用				XI. 各座機取容器材		
2. フライバー及びウインド・ウォッシャの作用				1. 振向装置		
3. デフロスタの作用				2. 振向アライメント		
4. 旋回装置の作用				3. クレーン・エンジン		
5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷				4. クレーン電気系統		
6. マフラーの機能				5. 補助脚		
7. エア・タンクの凝水				6. 通話装置		
8. エア・コンプレッサの機能						
9. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能						
10. 非常口の扉の機能						

付記又は特記事項

整備員印	検査員印	整備幹部印	整備部隊等の長印
------	------	-------	----------